QNT 交換取引利用規約

QNT 交換取引利用規約（以下「本規約」といいます。）は、Quanta Co.,Ltd.（同社から資産・負債、権利義務の移転・承継を受けた者を含みます。）が企画・運営する Quanta プロトコル上で必要な暗号通貨技術を用いた暗号トークン QNT（以下「QNT」といいます。）について、当社と交換者との間で行われる QNT 交換取引の提供条件及び当社と交換者との間の権利義務関係が定められています。QNT 交換取引を行われるに際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第１条（適用）

1.本規約は、QNT 交換取引の条件及び QNT 交換取引に関する当社と交換者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と交換者との間の QNT 交換取引に関わる一切の関係に適用されます。

2.当社が当社ウェブサイト上(http://one8-association.co.jp)で掲載する QNT 交換取引に関するルールや諸規定等は、本規約の一部を構成するものとします。

3.本規約の内容と、前項に定めるルールその他の本規約外における QNT 交換取引の説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第２条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

⑴ 「QNT 交換取引」とは、Quanta Co.,Ltd.が保有する QNT と交換者の保有するビットコインとを交換する取引及びこれに付随する取引を意味します。

⑵ 「交換者」とは、当社との間で QNT 交換取引を行う者を意味します。

⑶ 「当社」とは、ワンエイトアソシエーション株式会社を意味します。

⑷ 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「one8-association.co.jp」である当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。

⑸ 「取引希望者」とは、当社との QNT 交換取引を希望する者を意味します。

⑹ 「登録情報」とは、第４条１項に基づき提供された情報を意味します。

第３条（QNT 交換取引）

交換者は、当社所定の交換プロセスに従って、当社との間で QNT 交換取引を行うものとします。

第４条（登録）

1.取引希望者は、本規約を遵守することに同意し、登録情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、交換者の登録を申請しなければなりません。なお、当社は、現在、日本国籍を保有する日本在住者のみ交換者として登録できるものとします。

2.当社は、当社の定める基準に従って、第１項に基づいて登録申請を行った取引希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を取引希望者に通知します。取引希望者の交換者としての登録は、当社が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。

3.前項に定める登録の完了時に、本規約に従った権利義務関係が当社と交換者との間に発生し、交換者は当社の定める方法で QNT 交換取引を行うことができるようになります。

4.当社は、取引希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。

⑴ 当社に提供した登録情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合

⑵ 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合

⑶ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断した場合

⑷ 取引希望者がマネー・ロンダリング、賭博をし、賭博場を開帳し、若しくは博徒を結合して利益を図り、または富くじの発売、富くじ発売の取次ぎ、もしくは富くじの授受をし、その他の法令に違反する行為を行うことを目的として、QNT 交換取引を行おうとしているものと当社が判断した場合

⑸ 取引希望者が過去当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合

⑹ その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

第５条（登録情報の変更）

交換者は、登録情報に変更があった場合、当社の定める方法により当該登録情報を遅滞なく当社に通知するものとします。

第６条（還元用コードの管理）

交換者が QNT 交換取引を行った場合には、QNT の秘密キーである還元用コードが付与されます。交換者は、自己の責任において、還元用コードを管理及び保管するものとします。交換者は、第三者に還元用コードを使用させてはならず、また、第三者に還元用コードを使用されることのないよう、以下の事項を遵守しなければなりません。

⑴ 第三者に自己の還元用コードを公開しないこと

⑵ 複数の人間が使用するコンピュータ並びに携帯電話上で当社ウェブサイトを利用する場合は、当社ウェブサイトの利用を終えるときに必ずログアウトしウェブブラウザを終了させること

⑶ 複数の人間が使用するコンピュータ並びに携帯電話上で当社ウェブサイトを 利用する場合は、かんたんログイン（ログイン時のメールアドレスとパスワードの入力を省略できる機能）の登録解除を行っておくこと

⑷ その他上記の各方法に限らず、交換者による利用方法に応じて還元用コードが第三者に使用されないように厳重に管理すること

第７条（QNT プレセール期間、交換システム）

1.QNT のプレセール期間は、最長 2017 年 3 月 31 日までを予定していますが、この期間は短縮変更される場合があります。

2.交換者は、当社が提供する交換システム（以下「当社システム」といいます。）のみを通じて QNT 交換取引を行うことができます。交換者は、当社システム以外の方法で QNT を交換することはできません。仮に当社システム以外の方法で QNT の交換取引が行われていたとしても、当社は一切関与せず、これによって交換者が損害を被ったとしても当社は一切その責任を負いません。

第８条（QNT 交換取引の実施等）

1.交換者は、有効に交換者として登録されている期間内に限り、本規約の目的及び規定の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、QNT 交換取引を実施することができます。

2.QNT 交換取引にかかる取引条件は以下の通りです。

⑴ 交換者は、当社が定める方法に従って QNT の交換の注文を行うことができます。１単位あたりの QNT の交換に要するビットコインの量は、当社所定のビットコイン量とし、交換者は当該分量のビットコインと１単位あたりの QNT を交換します。交換者は、これらに関して一切異議を申し立てないものとします。

⑵ 交換者が当社システムにおいて QNT の交換の注文を確定させた時点で、当社と交換者との間に QNT の交換取引に関する契約が成立するものとします。交換者は、当該契約が成立した時点で当該取引条件に拘束され、以降は解除及び返品ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

⑶ 交換者が前号による契約の成立後８日以内に当社に対して第⑴号に定める量のビットコインを交付しない場合、当該契約は当社からの何らの通知催告を要せず当然に解除されるものとします。この場合、交換者はこれによって当社が被った損害を賠償する責任を負うとともに、当社に対し損害賠償請求その他一切の請求を行うことができないものとします。

3.当社は、QNT の交換時期及び交換金額並びに手数料を当社の判断において適宜変更できるものとします。

4.交換者は、QNT の維持にあたり法令上や当社の業務執行上必要な書面などが発生した場合には、当社の求める必要な手続きを遅滞なく行うものとします。手続きに応じない場合、QNT の権利は失効される場合があります。

第９条（利用環境の整備）

1.交換者は、QNT 交換取引を行うために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、利用可能な状態におくものとします。また、QNT 交換取引を行うにあたっては、自己の費用と責任において、交換者が任意に選択した、電気通信サービスまたは電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。

2.交換者は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

3.当社は、交換者による前項に定める各サービスなどの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

第１０条（注文のキャンセル、返品について）

当社は、QNT 交換におけるビットコインの交付を受け付けた後、交換者の本人確認が取れない場合や、第４条４項各号

に該当すると判断した場合は、当社は当該契約を解除し、交付を受けたビットコインの全部を返却する

第１１条（保証の否認及び免責）

1.当社は、QNT に関連するサービス、並びに QNT の価値、機能、使用先及び用途につきいかなる保証及びいかなる責任（瑕疵担保責任を含みます。）も負うものではありません。

2.当社は、Quanta Co.,Ltd.による Quanta の公開、QNT の流動性（QNT からビットコインその他の暗号通貨ないし日本円、米ドル等の法定貨幣への交換可能性）について、いかなる意味でも保証するものではありません。

3.交換者は、QNT 交換取引の実施及び QNT の利用が、交換者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、交換者による QNT 交換取引の実施及び QNT の利用が、交換者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

4.当社は、QNT 交換取引または QNT の利用に関して交換者及びその他第三者に直接または間接に発生した損害について、一切賠償責任を負いません。

5.QNT 交換取引または QNT の利用に関連して、交換者と他の交換者または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、交換者の責任と費用において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。

6.当社は、QNT 交換取引の中断、停止、終了、利用不能または変更、交換者の情報の削除または消失、交換者の登録の取消、QNT 交換取引の実施によるデータの消失または 機器の故障若しくは損傷、その他 QNT 交換取引に関連して交換者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

7.当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンクまたは他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関していかなる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

8.当社は、システムの異常によってなされた QNT 交換取引を取り消すことができます。その際、当社は、当該取消その他本サービスに関連して交換者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

9.当社は、QNT に対する法律、政令、法令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制（以下「法令等」といいます。）若しくは関連した消費税を含む税制の将来の変更により交換者に損害が発生した場合であっても、交換者に生じた一切の損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

10.当社は、QNT に対する法令等若しくは関連した消費税を含む税制の将来の変更が過去に遡及した場合に、これにより交換者に損害が発生した場合であっても、過去に遡って損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

第１２条（知的財産権その他の権利）

1.当社ウェブサイト、QNT 及び当社システムに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく当社ウェブサイト及び QNT 交換取引の実施は、当社ウェブサイトまたは当社システムに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

2.交換者は、いかなる方法、理由によっても、当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、技術的保護手段の回避等を含みますが、これらに限定されません）を行うことを禁止します。

第１３条（サービス内容の変更・停止・終了等）

1.当社は、以下のいずれかに該当する場合には、交換者へ事前に通知することなく QNT 交換取引、当社システム及び当社ウェブサイトの全部または一部の提供を変更、停止または中断することができるものとします。

⑴ 当社システムに係るコンピュータ・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合

⑵ コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合

⑶ 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変など不可抗力により当社システムの運営ができなくなった場合

⑷ その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合

2.当社は、QNT の交換（QNT に関して当社が提供する情報の内容を含みます。）の全部または一部を交換者へ事前に通知することなく、変更、中断または終了することがあります。

3.当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき交換者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第１４条（禁止行為）

交換者は、QNT 交換取引の実施並びに当社ウェブサイト及び当社システムの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると判断する行為をしてはなりません。

⑴法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為

⑵ マネー・ロンダリングをする行為

⑶ 当社、当社サービスの他の交換者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為

⑷ 公序良俗に反する行為

⑸ 当社、当社サービスの他の交換者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為

⑹ 架空人物、他者へのなりすまし、同一人物・同一法人による複数アカウントの所持などの行為

⑺ 全部または一部を問わず、QNT に関して当社が提供するパンフレット、リーフレットまたは資料を、当社の事前の同意なく、複写、再生、複製、送付、譲渡、頒布、配布、転売、送信、送信可能化、改変、翻案、翻訳、貸与、またはこれらの目的で利用若しくは使用するために保管する行為

⑻ 当社システムのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為

⑼ 当社システムの運営を妨害するおそれのある行為

⑽ 当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為

⑾ QNT 交換取引の他の交換者の ID またはパスワードを利用する行為

⑿ 当社が事前に許諾しない当社システム上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為

⒀ QNT 交換取引の他の交換者の情報の収集

⒁ 当社、QNT 交換取引の他の交換者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為

⒂ 当社ウェブサイト上で掲載する QNT 交換取引に関するルールに抵触する行為

⒃ 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為

⒄ その他、当社が不適切と判断する行為

第１５条（登録抹消等）

1. 当社は、交換者が、前条各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、交換者のアカウントの凍結その他当社が適切かつ必要と判断する措置を行います。当社がかかる措置を行った理由については、その理由のいかんを問わず交換者に対して一切お答えできないことを予めご承知ください。当社が行った上記処置に起因して交換者に損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

2.当社が前項の処置を行った場合であっても、QNT の返品及びビットコインの返却はお受けできません。

第１６条（個人情報及びプライバシー保護）

当社は、交換者のプライバシー情報と個人情報を、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。

第１７条（本規約等の変更）

当社は、必要に応じて本規約の全部または一部を変更することができます。この場合、当社は、当社ウェブサイトで変更後の本規約を公開します。QNT 交換取引を実施される際には、常に最新の利用規約を必ずご参照ください。当該変更後に交換者が QNT 交換取引を実施された場合、変更後の利用規約に同意いただいたものとします。

第１８条（連絡・通知）

当社システム、QNT 交換取引に関する問い合わせその他交換者から当社に対する連絡または通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から交換者に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第１９条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第２０条（マネー・ロンダリング等の法令遵守）

取引希望者及び交換者は、マネー・ロンダリング、賭博、賭博場開張、若しくは博徒結合、または、富くじの発売、富くじ発売の取次ぎ、若しくは、富くじの授受等の法令違反をしないものとし、日本国及び国際法等の一切の法令を遵守する義務を負うものとします。

第２１条（反社会的勢力の排除）

1.交換者は当社に対し、次の各号の事項を確約します。

⑴ 自らが反社会的勢力等ではないこと。

⑵ 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

⑶ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、QNT 交換取引を実施するものでないこと。

2.交換者が前項の規定に違反した場合には、当社は、何の催告を要せずして、交換者のアカウントの凍結その他当社が

適切かつ必要と判断する処置を行います。

3.前項の定めにより当社が本規約を解除した場合であっても、当社はビットコインの返却は一切応じません。

第２２条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約または QNT 交換取引に起因しまたは関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成 28 年 5 月 30 日　制定

平成 29 年 1 月 30 日　改定